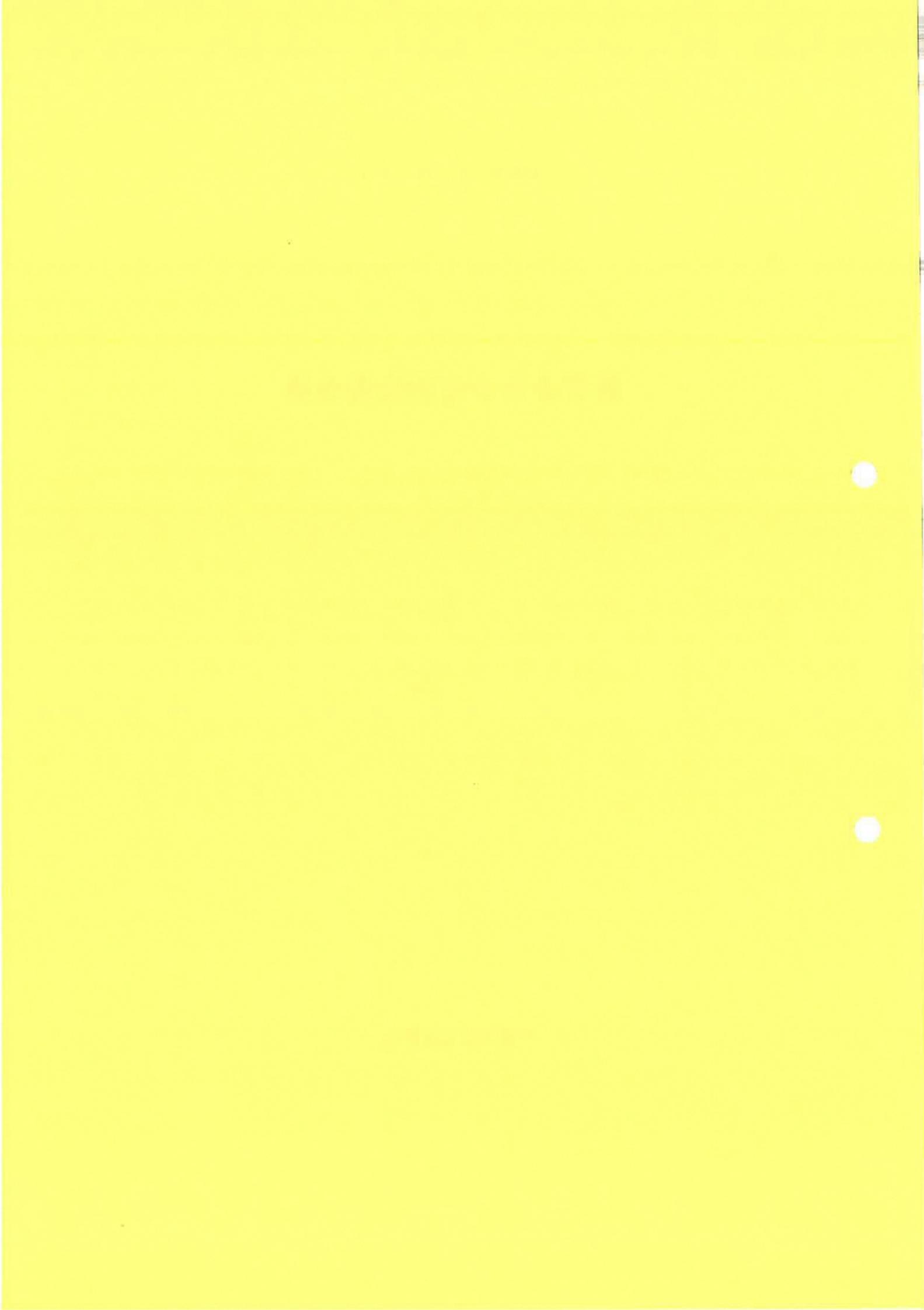


令和3年11月17日

## 教育委員会定例會議案書

草津市教育委員会



付議事項

- 議第51号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第52号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第53号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第54号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第55号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第56号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第57号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第58号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて
- 議第59号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて



議第 51 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和 3 年 11 月 17 日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めるについて

令和3年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

# 令和3年度 一般会計補正予算

## 概要書

# 令和3年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳入）

(単位:千円)

所管課	款	項	目	現計予算額	補正予算額	説明
教育総務課	国庫支出金	国庫補助金	教育費国庫補助金	0	1,825	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

一般会計(歳出)

(単位:千円)

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
教育総務課	小学校費	小学校管理費	小学校管理運営費 小学校管理運営費	52,686	2,600	(国) 2,600	国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(学校保健特別対策事業費補助金)を活用し、各学校における感染症対策の強化を実施する。
教育総務課	中学校費	中学校管理費	中学校管理運営費 中学校管理運営費	27,780	1,050	(国) 1,050	国の感染症対策等の学校教育活動継続支援事業(学校保健特別対策事業費補助金)を活用し、各学校における感染症対策の強化を実施する。
スポーツ保健課	保健体育費	保健体育費	学校給食センター特別会計繰出金 学校給食センター特別会計繰出金	344,898	2,375	(一)2,375	学校給食センターの支出の増に伴うもの。

令和3年度11月補正予算（案）

債務負担行為補正

(単位：千円)

事項	期間	限度額
社会体育施設管理運営費 (草津市立総合体育館)		
社会体育施設管理運営費 (草津市立野村運動公園)		
社会体育施設管理運営費 (草津市立ふれあい運動場)	令和3年度から	
社会体育施設管理運営費 (草津市立ふれあい体育館)	令和7年度まで	259,000
社会体育施設管理運営費 (草津市立武道館)		
社会体育施設管理運営費 (草津市立三ツ池運動公園)		



議第52号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月17日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて

令和3年度草津市学校給食センター特別会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和3年度  
学校給食センター特別会計補正予算

概要書

令和3年度草津市学校給食センター特別会計補正予算

学校給食センター特別会計（歳入）

(単位：千円)				
所管課	款	項	目	現計予算額 補正予算額
学校給食センター	繰入金	一般会計繰入金	一般会計繰入金	264,605 2,375 支出額増加に伴う繰入。

学校給食センター特別会計（歳出）

(単位：千円)				
所管課	項	目	事務事業名	現計予算額 補正予算額
学校給食センター	保健体育費	学校給食センター運営費	職員費	35,942 (一)2,375 人事異動に基づく算定。

議第53号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

令和3年11月17日

草津市教育委員会  
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求ることについて

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年草津市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「介護時間」の右に「、不妊治療休暇」を加える。

第15条の2の次に次の1条を加える。

（不妊治療休暇）

第15条の3 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 不妊治療休暇の期間は、1の年において通算80日を超えない範囲内で医師が指定する期間内において必要と認められる期間とする。

3 第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。

第17条（見出しを含む。）中「および介護時間」を「、介護時間および不妊治療休暇」に改める。

（草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第2条 草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年草津市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条中「介護休暇」の右に「もしくは不妊治療休暇」を加える。

付 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正(第1条関係) 新旧対照表

新 第1条～第10条 (略) (休暇の種類)	条 例 (案)	旧 第1条～第10条 (略) (休暇の種類)
第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間、 <u>不妊治療休暇</u> および組合休暇とする。		第11条 職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および組合休暇とする。
第12条～第15条の2 (略) <u>(不妊治療休暇)</u>		第12条～第15条の2 (略)
第15条の3 不妊治療休暇は、職員が不妊治療を受けるため、勤務しないことが相当あると認められる場合における休暇とする。		
2 不妊治療休暇の期間は、1年の年において通算80日を超えない範囲内で医師が指定する期間内において必要と認められる期間とする。		
3 第15条第3項の規定は、不妊治療休暇について準用する。		
第16条 (略)		第16条 (略) (病気休暇、特別休暇、介護休暇、介護時間および不妊治療休暇の承認等)
		第17条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、介護休暇、介護時間および不妊治療休暇については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。
		2 (略)
		第17条の2～第19条 (略)

草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正（第2条関係）  
新旧対照表

新 第1条～第15条 (略) (給与の減額)	新 第15条 (略) (案)	旧 第1条～第15条 (略) (給与の減額)	新 第1条～第22条 (略)
第16条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等またはこれに準ずるものとして市長が定める日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合(介護休暇もしくは不妊治療休暇の承認)または組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	2 (略)	第16条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等またはこれに準ずるものとして市長が定める日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあつた場合(介護休暇の承認または組合休暇の許可を受けた場合を除く。)を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	第17条～第22条 (略)
2 (略)	第17条～第22条 (略)	第17条～第22条 (略)	

草津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例および草津市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部を改  
正する条例（付則関係）  
新旧対照表

付 則	新 条 例 (案)	付 則	新 条 例
この条例は、令和4年1月1日から施行する。			